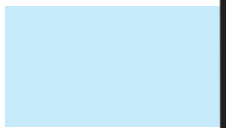


県民税は、市町村
に対し各種

●納める人

毎年1月1日現在、県内
…均等割と所得割
毎年

●納める額



●申告と納税



●各種控除**給与所得控除(速算表)**

給与収入の金額(年収)		控除額
162万5千円以下		65万円
162万5千円超	180万円以下	給与の収入金額×40%
180万円超	360万円以下	給与の収入金額×30%+ 18万円
360万円超	660万円以下	給与の収入金額×20%+ 54万円
660万円超	1,000万円以下	給与の収入
1,000万円超	1,500万円以下	
1,500万円超		

公的年金等控除(速算表)**所得控除**

税額控除

項 目	内 容
調 整 控 除	<p>税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除の差額により生じる負担増を調整するものです。 (控除額)</p> <p>① 個人住民税の課税所得が200万円以下の場合 下記イ、ロのいずれか少ない額×5% (県民税2%、市町村民税3%) イ…5万円と人的控除差額の合計額 ロ…個人住民税の課税所得金額</p> <p>② 個人住民税の課税所得が200万円超の場合 {5万円と人的控除差額の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}×5% (県民税2%、市町村民税3%) ※下限は2,500円 (県民税1,000円、市町村民税1,500円)</p>
寄 附 金 税 額 控 除 (次ページ参照)	<p>福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部、都道府県、市区町村及び所得税で控除される寄附金のうち 県が</p>
配 当 控 除	
外 国 税 額 控 除	
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除	
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 (住宅ローン控除)	

県民税配当割

- 納める人……………特定配当等の支払を受ける人で、その支払を受け
※源泉徴収選択口座内配当等の支払を受ける人の
る年の1月1日現在、県内に住所を有する個人。
平成28年1月1日以降、特定公社債等の利子等
ります。
- 納める額……………支払を受けるべき

県民税株式等譲渡所得

個人住民税の公的年金からの特

高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村にお
金保険者が住民税を年金から引き落としとして市町村へ直接納入する特別徴
から導入されました。

- 納める人
4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の
- 対象となる税額
厚生年金、共済年金、企業年金などを含むすべての公的年金等に係る所得
給与等他の所得に係る税額は、年金から特別徴収されません。
- 対象となる年金
老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収されます。障害年金



を行っているもの

税率

平成19年4月1日以前に開始した事業年度	平成20年4月1日以後平成26年9月30日までに開始する事業年度(※1)	平成26年10月1日以後平成29年3月31日までに開始する事業年度(※1)

する事業年度分の法人税割額は、以下に掲げる法人
る場合、特例措置があります。ただし、法人課税信託

①資本金が額主として出資が額主として信託として

